

	質 問	回 答
1	平成23年度の国（J-PEC）の補正予算枠で、申請しました。対象となりますか。 平成25年度の国（J-PEC）の予算枠での申請を予定しています。対象となりますか。	いずれも対象となりません。 平成24年度の国の制度で申請し、決定を受けた人が対象となります。したがって、平成23年度や平成25年度の国への申請を行った（行う）人は対象にはなりません。 例えば、国の平成23年度補正予算分で申請し、平成24年4月に着工された場合は、対象となりません。 どの予算分で申請したかについては、国の補助金申込書（様式第1）1ページの左上に「H24」と記載されているものを使用しているかどうかで判断できます。なお、平成24年度の補助金は、「40」から始まる14桁の受理番号がつけられていますので
2	口座振込み先の名義は申請人と同一でないとダメですか。	申請人と口座名義人は同一人物でお願いします。請求書にも同一に限ると明示しております。
3	月々の発電量の報告書とはどのようなものですか。いつから提出するのでしょうか。提出の方法はどのようなものですか。	毎月の発電量、売買電力量（2年度分 例. 24年度と25年度（26年3月）の2か年分）や設置した感想などを報告していただきます。 翌年度4月末に、設置した翌月から3月までの報告をまとめていただく予定です。報告書作成のため、設置後の発電量等の記録を保管しておいてください。提出は原則紙でお願いします。 詳しくは、補助金決定の通知の際に記入用紙を同封します。
4	住民票は、全部の写しか一部の写しですか。	申請者本人と住所が記載されていたら、一部の写しで結構です。
5	補助金申請書類の取り寄せ方法はどのようにすればよいですか。	ホームページからダウンロードすることで入手できます。あるいは、角形2号の封筒（A4サイズの紙がそのまま入るもの）に200円分の切手を貼り、宛先を記入したものを、環境保全課に送付してください。様式一式を送付します。（〒581-0017 大阪府八尾市高美町5-2-2）
6	提出する封筒は何を記入すればよいですか。これは、何に利用されますか。	角形2号の封筒（A4サイズの紙がそのまま入るもの）に、申請者本人の郵便番号、住所、氏名を記入の上、120円切手を貼ってください。 これは、申請者本人に、交付決定通知書や関連資料を送付するために使用します。
7	交付請求書の様式はどのようにして入手すればよいですか。	交付決定通知と交付請求書を同時に申請者本人に送付します。
8	申請後、交付決定までどれぐらいの日数かかりますか。	概ね1から2か月程度で申請者あてに交付決定通知を送付する事により通知します。
9	振り込まれる際の通帳記載名はどのようにになりますか。	「ヤンタイヨウ」と記載されます。
10	店舗兼住宅は対象ですか。	住居部分の床面積が延床面積の2分の1以上であることが条件となります。申請するときは、床面積が分かる図面を添付してください。
11	申請書の訂正は可能ですか。	訂正箇所を2重線で取り消し、申請書に押印しているものと同じ印で押印してください。
12	行政書士が手続きを代行する場合、代行届出書は必要ですか。	届出は不要です。ただし、委任状と資格証のコピーを添付してください。
13	代行者が申請の受付状況や支払いについて問い合わせしてもよいですか。	代行者からのお問合せには応じかねます。交付決定通知は、申請者に送付しますので、申請者に確認してください。
14	相続した場合、どうすればよいですか。	J-PECの財産処分等の承認基準に従ってJ-PECに報告した後に、市にも報告してください。
15	申請人が死亡した場合、補助金交付請求はどのようにすればよいですか。	まず、J-PECの財産処分等の承認基準に従ってJ-PECに報告した後に、市に報告してください。その後、請求の手続きを取っていただくこととなります。
16	J-PEC代行者と市の代行者は同じ者になる必要がありますか。	同じであることを求めませんが、なるべく同じ方をお願いします。
17	市外の業者が施工した場合であっても交付対象となりますか。	市内外は問いません。
18	市税を滞納していないことを証明する書類とはどのようなものですか。	八尾市の納税義務者の方は、八尾市市税の滞納のない証明書である「八尾市市税証明書」（納税課発行）のことをいいます。 他の市町村から引っ越してきて、税に関する証明書が八尾市で発行されない場合、引越するまでに住んでいた市町村の証明書発行担当窓口で「市町村税の税金を滞納していないことの証明書」を発行できるか確認してください。（市町村によって、市税証明書や完納証明書と呼ぶ場合があります。） 発行していない場合は、環境保全課までお問合せください。 非課税であることの証明については、八尾市の方は平成24年度の「市民税・

	質 問	回 答
19	申請はどこでできますか。	環境保全課で受付します。直接持参ください。郵送、電子メールでの申請は受付していませんのでご注意ください。 環境保全課は、八尾市清掃庁舎（高美町5-2-2）敷地内のプレハブ棟1階にあります（本町にある本庁舎ではありませんので、ご注意ください。）。 駐車場に限りがあり、またごみ収集車の出入りが頻繁にありますので、車でのご来場は控えていただきますようお願いいたします。
20	現在、八尾市外に居住し、八尾市内の住宅を購入し、太陽光発電設備を設置しようと考えているが、対象となりますか。	市の補助金交付申請の時点において、要件を判断します。 具体的には、市の補助金交付申請時に八尾市の太陽光発電設備の設置する住所に居住していることが必要となります。提出される住民票の住所を持って確認します。
21	国（J-PEC）へは、別荘に太陽光発電設備を設置し、補助金申請をしています。八尾市の補助対象になりますか。	八尾市の補助対象とはなりません。 八尾市においては、「自らが居住する戸建住宅」を対象用件としており、申請時に添付される住民票の住所と、設置場所が同一であるかを確認することで判断します。 したがって、別荘は住民票を置く生活の本拠ではなく、自ら居住する住宅とは言えず、国（J-PEC）の交付決定を受けたものであっても、八尾市の補助対象とはなりません。 （八尾市住宅用太陽光発電設備普及促進事業 補助金交付要綱第2条第1号）
22	補助事業者が死去し、対象システムを相続をすることとなりました。その際、何か八尾市への手続は必要になるのですか。	八尾市へは、書類の提出をもって、相続にあたっての補助事業者の名義変更について報告いただきます。ただし、その前に国（J-PEC）に補助事業者の名義変更（相続）の手続きを行う必要がありますのでご注意ください。 八尾市への報告について、詳細は環境保全課までお問合せください。